

# 小作組合，協調組合と村落

## — 組織的關係の分析 —

庄 司 俊 作

村落の地域的基盤機能研究の一環として、小作組合や協調組合の小作委員会と村落の關係の検討を通して、農民の主体形成の視点からそれぞれにとって地域とは何かを解明した。大字と農業集落の不一致問題を分析の切り口にするるとともに、検討対象の小作組合は系統組合だけでなく単独組合に注目し両者の対比を分析の軸とした。小作組合や小作委員会の地域単位が大字主体であることをあらためて問題とし、組織の論理からその要因を考察して一種の自治というべき内部統制のあり方が組織化の地域単位を決定したことを明らかにする。また、町村単位や大字の内部村落単位は研究のブラックボックスであったが、本稿ではこの2つの問題も取り上げ、農民の主体形成からその性格と意味を明らかにした。現農業集落である大字の内部村落は小作組合や小作委員会の地域単位にならなかったが、小作組合の組織と活動は大字-内部村落と重層的であった可能性がある。町村単位の小作委員会では町村-大字-内部村落と各機能が重層化した。これは後の農地委員会体制の萌芽である。小作組合や協調組合から見た大字の地域的基盤機能は村落の全体像に関わる。例えば農家小組合に見られるような基礎的共同体の大字から現農業集落へというもう1つの流れがある。かくして村落の兩大戦間期は複合的に捉える必要があることを主張した。

### はじめに

大字と農業集落の關係に着目すると、近現代の村落は大きく一集落型大字と多集落型大字と捉えることができる<sup>1)</sup>。一集落型大字とは大字=農業集落の村落であり、多集落型大字とは大字 $\times$ 農業集落の村落である。その他町村制施行時に単独でそのまま明治行政村(町村)になった場合、統計上「大字がない」町村として計上されている。農業集落は現在「基底的な単位地域」と把握されている。多集落型大字の「多集落」の意味は、複数の内部村落を含み(小字に相当することが多い)、その内部村落が現在農業集落として統計的に把握されているということである。農業集落として把握されているのは、大字の方ではない。これが多集落型大字の、大字と異なる農業集落の意味である。農林業セ

ンサスでは一集落型大字と一致する農業集落が27%、多集落型大字の内部村落で現在農業集落と把握されているのが58%、「大字がない」町村の農業集落として把握されているのが11%である。

本稿では戦間期の小作組合や協調組合と村落の関係を検討する。独自の方法として次の2つの視点から課題に接近する。1つは、大字と農業集落の不一致問題を分析の切り口とする。この点で小作組合と村落の関係の検討といっても、その村落とは多集落型大字が焦点となる。もう1つは、検討対象の小作組合は大きく系統組合と単独組合があるが<sup>2)</sup>、両者の対比を分析の軸とすることである。両組合の相違を重視し、従来ほとんど顧みられなかった単独組合も相応の位置づけを行い小作組合と村落の関係を再検討する。

一般的に大字は近世幕藩体制のもと村請制を契機に形成された共同体＝藩政村を継承している。近世でも近代でも日本の村落は多様で、構成が重層性になっているが、近世では藩政村が基礎的な村落共同体であった。近代に入っても藩政村の継承村落であった大字が基礎的な共同体の時代が続く。現農業集落である多集落型大字の内部村落はまだ基礎的共同体とはいえない。しかし、それは戦時下の部落会の設立を画期に根本的に変化し、それ以降、現農業集落が基礎的共同体となる時代に移行する<sup>3)</sup>。歴史の流れをこのようにおおまかに捉えるとすれば、問題はその歴史的变化の過程である。大字から現農業集落への基礎的共同体の変化のトータルな解明が求められている。このテーマに関していくつかの拙文をまとめてきたが、本稿もその一環をなすものである。小作組合や協調組合から見た共同体を取り出してみたい。

小作組合と村落の組織的關係に関する研究は少なくない。そのうち斎藤仁氏や牛山敬二氏らの自治村落論は重要な代表的研究である。とくに、新潟県を事例に村落構造との関連で小作組合の設立とあり方を解明した牛山氏の研究は本稿の主題と重なっており本稿では前提となる<sup>4)</sup>。筆者も両氏の研究に学びつつ小作争議史研究を行った<sup>5)</sup>。しかし、それは村落の多様性・重層性を踏まえた研究ではなく、近現代村落史研究としては限界があった。より正確にいうと、自治村落論では村落として大字だけが想定されており、小作組合との関係でも藩政村継承村落としての大字しか目に入っていない。筆者の研究もこの限界を共有していた。大字に注目するだけで小作組合や協調組合と村落の関係を明らかにしたことになるかが問題である。それだけでは一面的ではないかというのが本稿の基本的な問題意識である。近現代の村落は大字だけではなく、町村や大字の内部村落である現農業集落など多様で重層性をなしている。基礎的共同体が大字から現農業集落に移行していく中、小作組合の地域単位は本文ですぐ明らかにするように大字を主とし

つつも、町村も少なくないことに加えて、現農業集落になる大字の内部村落はその数の割には極めて少ない。私見ではこうした事実は当該時期の村落共同体のあり方を考えるうえで重要であるが、自治村落論ではほとんど無視され議論されてこなかった。問題の1つの鍵は多集落型大字にあると考えられ、そこでまずは小作組合と多集落型大字の関係が焦点になる。

小作組合や協調組合と村落の関係を問うことは、それを通して村落の結合と社会的位置を照射することである。近現代村落史研究の課題は、近現代における共同体の存続および歴史的变化の両面の解明とそれを通しての現在の歴史的位置の把握である。小作組合や協調組合から見た共同体のあり方は当該時期のトータルな共同体像の構成要素の1つである。本稿の分析結果を踏まえ、どのような全体像が描けるか。筆者のこれまでの研究を前提に分析を進めること、本稿は小作組合や協調組合と村落の関係に関する筆者の過去の理解や協調体制論の補完・再構成であること、とくに先に発表した拙稿「近現代の村落と地域的基盤機能——斎藤仁氏の新論文に就いて」の続編的性格を持つことを最初に断っておきたい。

## 1 小作組合の地域単位

1928年現在の小作組合の区域別割合をみると、大字が全国平均61.8%である(表1)。この数値自体周知のものである。また、戦前期農村統計には「部落」とまとめられその村落の中身がさまざまであるなど難点があるものが多いが、この小作年報の「大字」はほぼ字義通り理解していいだろう。6割以上が1大字単位(以下、「1大字」「1町村」「1大字未滿」等は「1」を省略する)であることを考慮すると、いちおう小作組合の地域単位は大字主体といえる。問題はかつての自治村落論のように地域単位として大字しか見ない方法の妥当性である。

まず注目されるのは、大字未滿というのが7.7%にとどまることである。地域単位として大字と大字未滿とでは、倍率にして前者は後者の8倍超に及ぶ。これはどのように捉えられるのか。

現在の基礎的共同体とされる農業集落は1970年現在約13.5万である。それに対し大字は約7.8万である(1950年頃<sup>6)</sup>)。大字=農業集落は約3.7万であるので、大字と異なる農業集落は、大字のない町村の農業集落を含め約9.8万である。大字と異なる農業集落の数は全大字の約1.3倍に及ぶ。大字がない町村を除き、大字と異なる農業集落とは多集落型

大字内の内部村落であり、表1の大字未満の村落というのはこれに当たると理解される。だとすれば、大字全体と多集落型大字の内部村落で現農業集落になっている村落とでは、後者の方は数の上で約1.3倍あるにもかかわらず、小作組合の地域単位になっているのは8分の1にとどまり、分布密度にすると約10分の1にすぎないことになる。

このデータからでも、多集落型大字においても、大字が組合の地域単位になることが一般的であり、その内部村落が地域単位になるのは少なかったことが分かる。この点が

表1 小作組合の地域単位

	組合数	1町村	数大字	1大字	1大字未満	その他	大字・農業集落の不一致率
北海道	62	15	8	13	3	その他 18, 数町村以上 5	
秋田	118	40	9	49	12	数町村以上 7	17.5
山形	66	15	4	35	3	数町村以上 7	25.3
茨城	58	11	3	27	15	1府県 1, 数町村 1	34.7
栃木	61	11	1	39	10		13.1
群馬	167	21	11	109	17	数町村以上 9	37.2
埼玉	104	26	7	61	5	数町村 5	21.8
千葉	118	20	21	73	2		52.6
新潟	501	39	70	318	21	数町村以上 12, 不明 41	60.6
富山	90	9	17	56	3	1府県 1, 1郡 1, 数町村 3	72.5
福井	80	5	5	63	4	数町村以上 3	87.1
山梨	319	54	29	210	10	1府県 2, 数郡 2, 1郡 2, 数町村 8	33.4
長野	118	26	4	66	10	1府県 1, 数郡 1, 1郡 1, 数町村 8	6.7
岐阜	289	31	21	202	24	数町村以上 10	37.0
静岡	70	12	9	37	8	数町村 3	30.6
愛知	156	16	5	114	13	数町村以上 8	37.2
三重	110	12	9	84	2	数町村 1	59.1
滋賀	70	3	2	61	3	1府県 1	79.5
京都	91	15	7	66	1	1府県 1, 数町村 1	60.1
大阪	121	36	2	80	-	全国 1, 1府県, 数町村 1	59.0
兵庫	200	30	17	135	9	数町村以上 9	61.8
奈良	126	3	7	102	10		80.2
和歌山	60	5	3	49	2	1府県 1	52.0
鳥取	134	24	16	67	22	1府県 1, 1郡 1, 数町村 3	49.7
島根	150	19	7	94	28	1府県 1, 数町村 1	3.3
岡山	198	31	17	113	17	数町村以上 18	16.8
山口	50	8	12	22	1	1府県 1, 1郡 1, 数町村 3	2.0
徳島	85	10	12	50	10	1府県 1, 数町村 2	10.9
香川	50	5	7	20	17	数町村 1	1.9
愛媛	60	9	4	35	6	1府県 1, 数町村 5	16.3
福岡	118	22	23	55	10	1府県 1, 1郡 1, 数町村 6	24.3
宮崎	48	11	9	27	-	1府県 1	2.1
全国	4,295	644	402	2,653	329	全国 3, 数府県 3, 1府県 33, 数郡 23, 1郡 22, 数町村 110	27.4

資料：『1928年小作年報』より作成。大字・農業集落の不一致率は『1970年世界農林業センサス 農業集落調査報告』。

本稿の第1のポイントであり、後に個別の事例を通して詳しく検証することになる。

表1で2点目に注目されることも、この点に関わる。大字単位の組合に対し大字未満単位の組合の多寡は村落のあり方に対応し、多集落型大字の多い地域で多く、一集落型大字が多い地域では少なくなるはずである。そこで、大字と農業集落の一致率が20%未満の県、つまり多集落型大字が多い秋田や栃木・長野・島根・岡山・山口・徳島・香川・愛媛の各県について小作組合の区域をみると、意外に大字単位の組合が多い。一集落型大字が多い近畿や北陸の諸府県に比べ、大字未満の村落を区域とする組合の割合が多いことは確かであるが、その差はさほど大きくない。村落のあり方からすると、秋田県以下の諸県においては、大字未満単位の組合がもっと多くなっていいはずなのに、やはり大字単位の組合が圧倒的に多く、この点で近畿等の諸府県と基本的差異は見られないのである。

3点目に、以上の小作組合と大字の関係をめぐる問題とともに、小作組合と町村をめぐる問題も、表1が示すポイントとして注目すべきである。また、数町村ないし数大字単位の組合も、一般的な大字単位の組合に対し広域の組織化といえる。こうした広域に組織化された組合については、後述のようにきちんと議論されることはなかったが、その実態の解明と評価が必要である。

現実に町村単位の組合は全国平均で15.0%に及び、大字単位の次に多い。数大字も9.4%で、大字未満単位よりは多いのである。そこで、町村と複数大字そして複数町村を区域とする三者の合計割合をみると、全国平均で26.9%、全体の4分の1以上がこうした広域の組合であったということになる。先に挙げた多集落型大字が多い地域である9県では、秋田・長野・岡山・山口・徳島・愛媛の6県が全国平均より多い。とくに東北や北関東において比較的広域化した組織が多い点とともに、組織の広域化と地域の村落のあり方との関係を示唆するものとして注目される。多集落型大字が多い地域では、現農業集落である大字の内部村落単位の組合が多少増えると同時に、それ以上に町村単位の組合をはじめ、広域の組織が多くなっていることが特徴である。

以上から、ひとまず次のことがいえる。それは自治村落論の意義と問題点に関わる。第1に、小作組合は大字単位が主体であった。これは村落のあり方の地域性には基本的に左右されなかった。この点に限ると、小作組合の地域単位として大字、つまり藩政村継承村落としての自治村落の意義を主張する斎藤仁氏らの自治村落論は正当である。しかし、なぜ大字単位主体であったのか、そして、数の上では大字より多い、現農業集落である多集落型大字の内部村落を地域単位とする組合がなぜ少ないのか掘り下げた検討が必要である。

第2に、小作組合の地域単位が大字主体とはいえ、大字を超えて広域に組織されたことも数の上で無視できない。これはどのように理解されるべきか。村落共同体としての大字を前近代的ないし地主的とした上で、その枠を超える組織化を歴史の進歩とするような捉え方がなされるとすれば、それは当を得ていない。こうした見方が成り立たないことは、不十分ながらすでに筆者の拙い小作争議史研究の中で批判した通りである。ここで小作組合と村落の組織的関係の検討からあらためて考察しなければならない。

## 2 岡山県の日農支部と単独組合

以上の全国平均の検証では、資料の性格上、肝心の村落のあり方の地域性や小作組合の性格の差異という要因を入れることができない。以下ではこの2つの要因を加味して小作組合の地域単位を検討する。この課題と資料の条件を考慮すると、個別の事例に即して分析を進める以外に適切な方法がない。問題はどこを事例とするかであるが、多集落型大字が多い地域が焦点になると考え、資料的条件と合わせて岡山県を取り上げることにした。同県の事例を中心にしつつ、適宜他県の事例も参照しながら検討していきたい。

日本の農村社会は、小作争議の発生状況や小作組合の組織率等によって小作争議先進地域、同中間地域Ⅰ、同中間地域Ⅱ、同後進地域の4地域に区分して捉えられることはすでに明らかにした通りである<sup>7)</sup>。その差異は資本主義の発展と労働市場の展開に対応した発展段階差であると同時に、小作争議の発生状況では類型差でもあった。「岡山県農民運動史は、日本農民運動の初期、勃興期において、岐阜県とならんでその先頭をきった最先進地帯の1つとして重要である<sup>8)</sup>」との位置づけがあるが、私見では中間地域、しかもその2地域の中では1935年前後の時期にも争議が活発に起こった地域Ⅰと捉えられる。

また、村落のあり方では、大字×農業集落が優越する（複数の中で他より数がかなりまさる意味で使う）。小作争議先進地域の近畿諸府県では大字×農業集落が多く、しかも争議が多発した地域ではそうした村落がほとんどであるので、大字×農業集落における小作組合の組織化を検討する上で適当ではない。その点、岡山県は個別の検討対象として好条件にある。小作争議中間地域ということは、先進地域と後進地域両方の特徴を持つということである。瀬戸内海側と山間地を含む県北地域を両極に県内の地域差も明確である。

岡山県の争議の中心地は瀬戸内海側の地域である。上道郡はさらにその中心であり、雄神村には日農邑久上道連合会の事務所が置かれていた。雄神村は、日農邑久上道連合会会長（のち日農岡山県連合会委員長）の山上武雄が生まれ生活した村である。山上は、

『(大正11年)7月5日挿種を終え、泥まみれの襦袢をぬぎ、7円50銭の夏服を着込んで組合加入勧誘の運動を開始した…云々』(中略)と日農本部に通知しているのによっても知られるように、直接耕作農民であり、特に果樹栽培をもって聞こえた篤農であって、労働組合運動者ではなかった<sup>9)</sup>。少し補足すると、山上は1881年生まれ、役場吏員としても働いたことがある<sup>10)</sup>。貸付地5反を有する自作地主であり、自らも果樹5反を含め1町6反を熱心に耕作する村内上層農家だった。旧制中学中退でクリスチャンといういわば農村インテリである。農民運動の起こりは雄神村の「禁酒会」である。これは東京専門学校出の河本一止を中心とするグループで、山上ら後の日農邑久上道連合会幹部の何人もこれに参加しており、公娼廃止や土地国有、民衆文芸等の問題が議論された。このグループから山上を中心とする「29会」(聖書研究会)が生まれ、小作問題をはじめ時事問題が研究された。小作料永久3割減も話題となり、この会が母体となって小作組合が誕生していく。この地域の農民運動はこのようにクリスチャンの役割を無視しては理解できない。また、幹部はこの時期・地域の農民運動の特徴として山上のように地主自作を含む中農上層が主体であり、地域で重要な社会的地位に就く者も多かった。山上だけでなく、同連合会の「幹部はいずれ農民で演説などできる者が少なかったので、雄弁会をもつて弁士を要請し、組合の宣伝をした<sup>11)</sup>」とされる。現在雄神村の旧宅近くに山上の大きな碑が建ち、山上が多く多くの農民から敬愛されたことがしのばれる。

同連合会は結成大会(1922年8月)において小作料永久3割減免の要求を決定する。これがしばらく県下各地で組合のスローガンとなり、単独小作組合(以下、単独組合)もこれを模倣した(1922年設立の46の単独組合が日農にならって小作料永久減を要求した<sup>12)</sup>)。日農は1反歩収支計算表をもとに3割減免の要求を基礎づけ、各地主に文書を送りつける手段によって要求貫徹を目指した。「小作料永久3割減要求運動は、その後全国にひろがり、小作人が収支計算書をつくって地主に減免要求を行う戦術とともに小作争議の新しい運動型態を生みだし、農民運動のために躍進の機会をあたえた<sup>13)</sup>」。この点で岡山県の農民運動は確かに日本の先端を行くものだった。

同連合会は大会で「農村文化の建設の為め耕地の社会化を要求す」とともに、「資本主義を打倒し労働の尊重を認め人権の確立を期す」ことを決議した<sup>14)</sup>。資本主義の打倒は当時日農本部の綱領には見られなかったものである。一般の組合員がこれをどう受け止めたかは分からないが、山上ら幹部が体現した「人道平和的なキリスト教的社会主義<sup>15)</sup>」の反映といえる。また、各支部の規約には組合の承諾なしの小作地返還や他の小作地の利用禁止、小作料は組合決定額を納付、組合に無断の小作地転貸の禁止の項目が定められ

ていた。そして、この規約に違反したときは、実に「私刑の処罰をなすもの」と決められていたことが注目される。「当地の農民組合の性格を見るうえで注目すべきもの<sup>16)</sup>」との評価があるが、とくに日農のような系統組合であれば、組合の内部統制のルール化と自発的服従は不可欠である。ちなみに、「此の私刑云々と言ふのは違法であると言ふので後に問題になった<sup>17)</sup>」とされる。

日農支部の組織性と戦闘性は対地主との関係だけの問題ではない。それを担保するものとして、組合の内部統制の問題が重要である。組合としての集団的な規律を定め、上述のような地主の小作料値上げや土地返還の要求に対する組合員の対応、小作地を引き上げた地主やその組合員、土地に対する他の組合員の対応、地主が組合の要求を拒否したときの組合員の対応、組合として的一致した行動や組合決議の遵守等をルール化した。組合員の違反行為には罰則が科せられ組合の強制力が発動された。強制力としては罰金の徴収とともに家族を含む交際の断絶「村八分」が規約にうたわれたことは周知の通りである。かくして組合員は統制に服す自覚とモラルが求められる。岡山県の日農支部の事例はその一例といえる。戦闘的な日農支部であれば、統制を敷き内部を固めるのは小作組合の組織論理である。田中学氏が指摘するように、小作組合も「日常のかつ長期的に結束を維持するためには単なる『階級的観念』だけでは不十分であった。それを補強するものとして・・・伝統的な共同体的規制が用いられたのである」。小作組合における「共同体的結合原理の併存<sup>18)</sup>」である。この点は日農創立前の小作組合の一般的特徴と指摘する論者もいるが<sup>19)</sup>、日農創立後も基本的変化はないと見られる。

小作組合の組織性・戦闘性とその内部統制、とくに「共同体的結合原理の併存」の度合いは対応、比例すると考えられる。だとすれば、日農支部と単独組合とでは、村落との関連は異なるのではないか。

そこで、日農支部が県内で最も集中した上道郡と、それと対照的に小作組合の数は多いが日農支部は存在しない苫田郡における小作組合の組織化を対比してみた(表2)。苫田郡は、上道郡のような県内の争議最多発地域と、ほとんど小作組合が存在しなかった北部山間地を中心とする地域間の中間的性格を有する。岡山県でも単独組合は北部中部に集中しており、苫田郡は組合組織化のありようでその代表という側面も持つ。組合がほとんど存在しない地域に比べると争議件数は多いが、組合の数の割には上道郡などに比べ争議件数は少なかった。日農支部と単独組合の戦闘性の違いの反映である。

さて、両郡における小作組合の組織化は、上述のような地域性を反映して対照的であった。1924年現在上道郡では39の小作組合が存在する。そのうち34は日農支部であり、単



独組合が5という内訳である。県内には日農支部は69、単独組合が121存在する。上道郡は日農支部が県全体のほぼ半数が集中するほど強い勢力を誇るとともに、単独組合に対し圧倒的に優越した。これに対して、苫田郡は19存在する小作組合は全部単独組合である。

日農支部のような系統組合と単独組合とでは、一般に単独組合の方が組合員数がかなり多いことは資料的に確認される<sup>20)</sup>。それは両郡においても明確に現われている。上道郡の日農支部は単独組合に比べはるかに規模が小さく、半数の17が組合員数29名以下である。単独組合は全体的に規模が大きい。上道郡では5のうち3が200人以上であり、苫田郡でも18のうち7が100名以上である。

組合の規模の相違は、区域の差異を反映したものである。日農支部と単独組合とでは、組合の区域が異なる。上道郡の日農支部ではいちおう大字単位が主体である。全体34のうち大字単位は20である。大字単位には一集落型大字を区域にするものと、多集落型大字を区域にするものの2つがある。前者は11の大字、後者は9の大字をかぞえる。

後者は、大字≠農業集落の村落である。こうした大字では組合の地域単位は、大字の場合と、現農業集落であるその内部村落の場合の2つがありうる。上述の9というのは、多集落型大字で大字そのものが組合の地域単位になった場合である。これに対して、多集落型大字でその内部村落が地域単位になった場合は（表2には「多集落型大字の内部村落」として示す）、大字の数でいうと5、その内部村落の数でいうと6をかぞえる。そのうち4大字は1つの町村に集中している。前述の雄神村である。同村は5大字から構成される。そのうち4大字に6つの日農支部が存在したが、全ての日農支部が大字の内部村落を地域単位とした。

日農支部の地域単位になった多集落型大字の内部村落はほぼ雄神村一村の村落に限られるとともに、同村の日農支部は全て多集落型大字の内部村落を地域単位としたのであ

表2 岡山県の日農支部と単独組合の地域単位

	上道郡		苫田郡
	日農支部	単独組合	単独組合
町村	5 <sup>(2)</sup>	4	8
複数大字または1大字+他村の一部等	2	-	4
大字	一集落型	11	-
	多集落型	9	1
多集落型大字の内部村落(現農業集落)	7 <sup>(1)</sup>	-	2 <sup>(3)</sup>
計	34	5	19

資料：岡山県内務部『小作争議ノ沿革及現況』（1924年10月）の「小作団体一覧表」「日本農民組合一覧表」より作成。

- 注) 1. 「町村」には、「1町村と他村の一部」を含む。  
 2. (1)のうち6支部は雄神村。  
 3. (2)には日農雄神村支部（1922年9月28日設立、幹部山上武雄、組合員数170名）を含む。同村の大字の内部村落単位の日農支部との関係がよく分からないが、6日農支部の方が少しであるが設立が早い。6日農支部は同時に日農雄神村支部に加わっていたのではないかと思われる。なお、6支部の組合員数の合計は153名。  
 4. (3)のうち押入上小作組合は設立の地域が「大字押入上」と記されているが、押入上は大字押入の内部村落であるので、大字の内部村落に入れた。

る。このことは同村における組合組織化の特殊性を示している。この点は後で再考するとして、多集落型大字においても、このように日農支部の地域単位は大字の数からみると、大字の場合が9大字、その内部村落の場合が5大字ということになり、大字の場合の方が多かったのである。

次に、単独組合は町村単位が主体である。上道郡の日農支部に比べ、広域に組織されていることが特徴である。苫田郡では、19の単独組合のうち町村単位が半数の8を占める。複数大字単位等もかなり目立ち、4をかぞえる。上道郡では、5の単独組合のうち4が町村単位である。なお、これらの中には複数の町村にまたがって組織されているものも含まれている。こうしたケースは一般の小作組合統計では複数町村単位という形で計上されていると思われるが、複数の町村がそれぞれ全域ということではなく、一町村は全域でも他村は一部という形のようなので<sup>21)</sup>、ここでは複数町村とはしなかった。その他大字やその内部村落単位の組合というのは上道郡の日農支部に比べ割合が少ないが、その中で多集落型大字について、大字単位か内部村落単位かを見ると、内部村落単位は日農支部以上に少ない。

### 3 小作組合の内部統制と組織化

日農支部のような系統組合と単独組合とでは、一般に単独組合の方が組織性と戦闘性が劣る。組織性・戦闘性とは単に、組合員の多寡や結束の強さ等組織の性格、あるいは争議の手段・要求や争議の継続性と反復、政治運動への参加などに限られるものではない。もちろんそれも重要であるが、焦点の組合組織化に関わっては、それ以上に前述のように日農邑久上道連合会では各支部が規約を定め、組合の結束を守るため、地主小作関係に関わるさまざま内部統制を図り、その違反に対しては厳しい処罰で臨んでいた、そうした組織のあり方こそが重視されるべきである。

日農支部のこうした組織的性格が組合としての統一確保の必要性とともに、その地域単位のありよう、つまり大字単位主体の組織化を規定する基本的要因であったと考えられる。組合の内部統制は一種の自治である。それは基盤として自治機能を持つ特定の「地域」に支えられなければならない。その地域は、当時では主に大字であったということである。そして、多集落型大字の場合、まだその内部村落ではなかったことがこれまでの検討から明らかになった。

さらに多集落型大字の場合、なぜ地域単位は大字であり、現農業集落であるその内部

村落でないのかといえば、1つは当時の多集落型大字とその内部村落の村落機能の差異に帰着する問題であるかもしれないし、小作組合の性格に規定された問題もあるかもしれない。おそらく要因は両方であろう。

組合の性格に規定された問題でいうと、再度雄神村の事例に立ち戻る必要がある。表3に、上道郡における多集落型大字の日農支部について、大字と現農業集落の関係、農区、そして組合のあり方と1924年8月現在の組合員数を示した。農区は農家小組合である。まだ事業や構成員は限定されていたと考えられるが、1921年現在、農区が現農業集落単位に全ての町村、ほぼ全ての現農業集落に組織されている。ところが、前述のように日農支部の場合、現農業集落に当たる、多集落型大字の内部村落単位というのは、唯一雄神村の6支部にほぼ限られる。確かに同村の日農支部組織化のあり方は上道郡の中では特殊であるが、農区の場合、すでに一般に大字の内部村落が地域単位になっているので、同村のように内部村落単位に日農支部が組織されていても不思議ではない。内部村落単位の日農支部がもっと存在してもよいと思われるが、そうでない点に日農支部と大字の関係の特徴を読みとるべきであろう。ちなみに、雄神村の現在について説明すると、大字はまったく形骸化してしまった。大字単位では部落費も集めないし寄合も開かない。とくに大字の財産もなく、生活・生産の各種事業は農業集落単位で行われるという。

雄神村のような日農支部の組織化は、前述のような岡山県農民運動における同村の位置や性格の特殊性がもたらしたものと理解される。この点に関連して、多集落型大字で大字が地域単位になった9日農支部の組合員数をみると、50名以上が7である(表3)。これに対して、雄神村の日農支部の場合、50名を超えるのはこの1支部だけで、他の5支部は25名以下、13名や8名といった支部もあり、総じて組織は非常に小さかった<sup>22)</sup>。組合の統制も自ずと人数の適正規模というのがあり、村落内での組織化の範囲や人数が統

表3 多集落型大字の小作組合の地域単位(岡山県上道郡)

町村	大字	農区	農業集落	支部
雄神村	5	16	18	久保山田(53)、久保馬場(25)、久保(8)、原(15)、神原(19)、西隆寺山畑(13)、雄神村(170)
可知村	5	8	12	松崎神田(62)、益野(55)、中川(39)
九幡村	2	9	9	豊田(70)、九幡村(78)
角山村	4	8	8	竹原(82)、百枝月(24)、百枝月上(20)
富山村	4	8	8	海吉(63)
浮田村	5	6	10	沼(50)
金田村	-	8	8	金田村(136)

資料：前掲『小作争議ノ沿革及現況』、農区は『上道郡誌』1922年、306～307頁、農業集落は「2000年農業集落カード索引表」。( )内は組合員数、ゴチは多集落型大字の内部村落単位の支部。

制のあり方を左右するといえるが、雄神村ではその限界を日農支部の組織性の強さで補完しえたと考えられる。それに対して、多集落型大字で大字が地域単位になった日農支部の場合、こうした制約により大字単位の組織を選択したと考えられる。

ここで問題を少し変える。上道郡の日農支部と対比して、小作争議後進地域の青森県の全農支部の地域単位を検討する(表4)。同じ系統組合であるが、両者はかなり様相が異なる。岩手県には1935年5月現在全農支部が26あった。そのうち

町村単位が13をかぞえるとともに、あと12は大字単位である。もちろん支部の単位となっている大字には多集落型大字も含まれる。しかし、その内部村落が地域単位となっているのは皆無と見られる(表4の注参照)。しかも、町村単位の組合にしても、総じて規模がきわめて小さく、組合員数24名以下が7で、25～49名が4、50名以上の組合はない。大字単位の組合と規模はほとんど変わらない。これが青森県における町村単位の組合の実態である<sup>23)</sup>。

1920年代と30年代の時期の相違も考慮すべきである。1920年代型の特徴を示す岡山県上道郡の日農支部と異なり、青森県の全農支部には昭和恐慌期に組織された組合もかなり含まれる。昭和恐慌期の組合結成の論理は、岡山県のような地域における1920年代の組合結成の論理とは異なる。そのことを踏まえた上でいうと、青森県全農支部の町村単位の多さは組織性の弱さを示すものにほかならない。点的にしか存在しない組合員、町村単位の組織化で補完してやっと20名前後の組織をつくるという状況。村の中の組合員の分布から、大字単位では組織化できなかったケースが多かったということが考えられる。東北など小作争議後進地域では小作料関係争議でも極めて小規模なものが多かったことが特徴であるが<sup>20)</sup>、こうした弱小な争議主体がその理由として挙げられる。こうした状況では組合の内部統制も大きく制約されるといえる。

小作組合が広域の町村単位だから組織性と戦闘性の強さを示すものではない。歴史的現実とは逆である。また、現農業集落である狭域の村落単位だから組織性と戦闘性の弱さ

表4 区域別に見た青森県全農支部の組合員数

組合員数	町村+ 付近村落	町村	大字
1～9	—	1	1
10～19	—	3	6
20～29	1	2	4
30～49	1	5	—
50～74	—	—	—
79～	—	—	1

資料：『1934年地方別小作争議概要』32～34頁より作成、1935年5月現在(特高課調べ)。

注)「町村+付近村落」とは「組織地域」が「本造町附近村落」「水元村付近」と記される支部。いずれも木造支部、水元支部と支部名に町村名を付ける。また、「青森市付近村落」を「組織地域」とする全農新庄地区は近在の全農8支部を「統制」する組織とされているが、組合員数は不詳。新庄村の4支部については、一集落型大字2支部、多集落型大字2支部の内訳であるが、後者のうち新庄支部は組合員数(122名)からして明らかに大字単位、また石江支部も新庄支部と同じく、大字と同名の内部村落が存在するが、大字単位と見られる。

を示すものでもない。歴史的現実とは逆で、岡山県雄神村の組織性と戦闘性が県内の日農支部の中でもとくに強かったがゆえに、多集落型大字の村でありながら、大字ではなく、現農業集落であるその内部村落単位になったと考えられる。こうした点で同村の日農支部と青森県の町村単位の全農支部はまさに対極にあった。

岡山県苫田郡や上道郡の町村単位の単独組合の多さも、組織性等の強さを示すものではなく、その逆である。日農支部のような組合の統制と違約者に対する処罰というのは、単独組合ではどれだけ社会的ルール化されていただろうか。その弱さと欠如が単独組合の一般の特徴であり、そのことが大字を超える広域の組織化を可能としたのではないだろうか。組織化を阻む壁が低いのである。

さて、単独組合に関しては、ごく簡単なデータ以外農民組合指導者の著作や概括的な報告書しか知るてがかりがない。前者では次が単独組合に関するかなり包括的で正確な記述ではないだろうか。「字若くは村の単独組合は、当該字或は村の小作人によつて組織されたものであつて、極めて幼稚な原始的なものである。前述の小作地競争防止乃至小作条件の維持改善のみを目的とする組合の組織が、これに照応するのである。組合員の数も至つて少なく、組合の事務を担当する専門事務員もいない。従つて争議其他の場合に於て、充分な連絡統制も行はれず、且つ孤立無援であるから、その戦闘力は微弱たるを免れない。争議の起らない時は、組合の存在は意識されず、時折組合員が集つて雑談する社交機関の役目位しか果していない。(中略)。組合の規約、役員も定められてはいるが、規約の如き単なる申合せの程度に過ぎず、また役員も多くは、村会議員乃至区長といった字或は村の有力者が推されている。一般組合員の意思が組合に反映することはなく、一部有力者の専断に依つて決せられる場合が多い。組合員自身も、常に小天地の中に閉じ籠つているから、知見の開発も出来ず、昔ながらの保守的気風を其儘持ち続けている<sup>25)</sup>」。

単独組合が系統組合の支部より組合員が少ないというのは事実と反する。また単独組合を幼稚で原始的なものとして「農民の自覚の程度が高まるにつれて、漸次に減少してゆくであろう」との見通しも事実と反する(岡山県の例に見ると、1924年現在日農支部81支部2815人、単独組合121支部12941人、1935年全農支部81支部2815人、全農全会派支部11支部88人、単独組合110支部11206人<sup>26)</sup>)。この著者がすぐあとで述べているように一般に小作組合に組織されている農民のうち約半数は単独組合に組織されているので、組織性と戦闘性で異なっても系統組合に対して単独組合は幼稚で原始的と規定するのは偏っている。中略した、単独組合は地主にとってむしろ有利であり、地主が率先して単独組合を画策したという認識も、「単独組合は、現時の戦闘形態として全く無力であ

る」というのも、次に問題にするように検討が必要である。

それ以外は上の見方は単独組合の本質についての的をついていると思われる。

では、単独組合の戦闘性はどうか。「単独小作人組合ハ何レモ其ノ設立ノ動機単純ニシテ、多クハ不作ニ際シ小作料減免要求ヲナスニ当リ其ノ主張ヲ貫徹セム為ニ結成セラレタルモノナレバ、一時的ノ団体運動ニ終リ争議解決後ハ活動ノ見ルベキモノナク、又理由ノ有無ニ拘ラズ年々地主ニ対シ小作料減額要求ヲナシ争議ヲ繰返サムトスルガ如キ闘争主義的ノモノ全クナシ。従ツテ争議中ノ行動モ穩健ナル態度ヲ持シ過激ナル手段ヲ採ラズ個々ノ意見ヲ統一シ交渉委員ヲ選出シテ地主ト折衝スル程度ナリ、昭和9年度ニ於テハ特ニ著シキ運動ナシ<sup>27)</sup>」。これまで検討してきた時期より少し後の、しかも岡山県に比べ争議が少ない小作争議中間地域Ⅱの高知県に関する報告であることに留意すべきであるが、単独組合の活動がリアルに捉えられていると思われる。単独組合に対する見方が厳しすぎるという向きには、「単独小作人組合ノ最近ノ活動ハ表面甚ダ委靡振ハザルモ、小作料減免争議等ニハ結束シテ地主ニ対抗シ尚他ノ小作人組合ト連絡ヲ保持シ争議ヲ有利ニ解決シツツアルモノ多シ<sup>28)</sup>」という報告も挙げる。

組合員がそれなりに階級的意識を持ち、組合として結束を保ち、他の組合とも連帯しながら主として小作料関係争議をはじめ経済闘争を闘ったことが報告されている。系統組合のように華々しい闘いは得意ではなかったが、表面的に眠り込んだように見えていざ不作に見舞われたようなとき組織の力で自らの要求を実現するというのがその本領ではなかったか。昭和期においてであるが単独組合が力を発揮して町村議会への小作農民の進出が進んだとの報告もある<sup>29)</sup>。主に「生活上」「農事改良」「地主小作の融和」等を目的として設立された岡山県の単独組合は<sup>30)</sup>、前述のように日農の影響を受け小作料永久3割減の要求を掲げて闘うとともに、太田敏兄らの主導のもと、1923年10月日農と岡山県農民組合連合会を組織したこともある<sup>31)</sup>。

単独組合も相応の評価がなされなければならない。設立の動機が単純で闘争の手段としてもっぱら組合内で要求を統一し後は選任した代表に対地主交渉を一任するといったやり方をとっていたことが報告されている。その限りでは日農支部ほど組合の内部統制を図る必要はなく、その結果として、共同体としての地域を基盤にする必要性はその分なかったといえる。闘争の手段も単独組合の地域単位を規定した。

最後に、小作組合の内部統制と組織化に関連して、多集落型大字において大字単位に小作組合が組織されたとき、その内部村落との関係について見てみたい。実はこの点はほとんど手がかりがない。岡山県では川根村の小作組合および日農創立前の愛知県笠寺

村の小作組合について検討する。

岡山県川根村は山に囲まれた山村で山林が全面積の9割を占める。4大字＝農業集落の村である。本稿の議論でいうと一集落型大字から成る行政村ということになるが、どの大字にも複数の小字がありそれぞれ一定のまとまりがあったが、それらは現在農業集落としては認められていないという村である（戸数の関係か）。この川根村で1929年、村の中心である川根本において小作組合が結成され、それ以降33年にかけて激しい争議が闘われた。同争議は昭和恐慌期の小作争議としての特徴を持ち、争議の主体も貧農的要素が濃厚であった<sup>32)</sup>。

争議の中心は大字川根本であった。矢崎宏司氏の著書によると、同大字には6小字があり、戸数は1929年現在106戸、階級・階層別に地主12、自作20、自小作32、小作10、非農家28戸とされる（内訳が4戸少ないがそのままとする）。自小作・小作42戸のうち非組合員は7名である。問題は組合の小字別役員構成である。小作農家の戸数は小字の間でかなり差があり、多い小字で10戸、少ない小字で2戸や5戸である。それにもかかわらず、組合の役員は6小字均等に2名ずつ出すようにした。これは組合の結成集会において司会者が「事前の相談、打合せ」もなく一存で任命したということであるが（ちなみに司会者は役員に入っていない）、矢崎氏の著書にまとめられた川根村争議の2名の指導者の聞き取りの記録では、司会者の「金やんがまあ偉かったわな」と評価されている<sup>33)</sup>。矢崎氏は2名の指導者から「指導層」、「その下の活動家」を聞き出しているが、氏名からその小字別の構成を見ると、組合の役員と重なる形でそれぞれどの小字に存在している<sup>34)</sup>。

このことは、小字の存在に配慮した役員構成が大字単位の小作組合の組織と活動にプラスになったことを示している。

愛知県笠寺村は1つの藩政村がそのまま行政村になった村である。1906年に2つの村と合併し4大字となった。大字笠寺には7つの内部村落があり、農業集落との対応関係を見ると、現在名古屋市南区になっている関係で部分的に不鮮明な点があるが農業集落は大字笠寺ではなくその内部村落であることは間違いない。1917年以降小作紛争が起こり、19年になって全村の小作人は地主に対抗、「小作料逋減証書」を作成し岐阜県の小作組合と同様の行動、つまり総代の指揮のもとに一切の行動をとるようになった<sup>35)</sup>。小作料逋減証書の要旨は一切の単独行動禁止、小作料逋減額は総代の多数決、総代の通知があるまで一致した小作料の延納の行動である。

契約証によると大字笠寺では7字から12名の総代を選出した。総代は各字3分の2以

上の投票により1～2名選出した。総代は大字内で小作人の意見を参酌し小作料減額率を決定し地主と交渉する。小作人は一切の単独行動を避け、総代の判断、交渉方法、解決等に従う。注目されるのは、総代は「自己又ハ自己ノ字ノミニ交渉ヲ単独ニテ為スコトヲ得サルモノトス」とされていたことである。小作人も単独または字単位で小作料を支払ってはならなかった。これに違反した総代や小作人は違約金100円を徴収されることになっていた。

大字笠寺は戸数400戸を超える大村である。大字単位に行動するとしても、7つの内部村落に足場を置かざるをえない。それが字からの総代選出の意味である。総代は各字の利害の代弁者である。それと同時に、大字単位に組織された、対地主に小作料の減額を求めて行動する役員グループの一員である。小作料減額率の字間の要求の相違は大字単位での総代の多数決による調整を行いつつ、対地主との具体的行動では個別の総代は出身の字といわば関係を絶つことを求められる。小作組合的な組織と（小作人、総代の）行動の重層構造といえる。これは、後に多集落型大字に小作組合が組織されたときの、その内部村落との関係の原初形態といえよう。

#### 4 協調組合と村落——小作組合との関連で

小作争議の歴史的到達点は筆者の定義による協調体制、すなわち集団的な地主小作関係の創出である<sup>36)</sup>。地主小作関係の協調体制への移行により小作争議は沈静化し、国家も小作争議に呼応して協調体制への移行を推進しながら農村支配を行っていく。集団的な地主小作関係とは、小作料と土地をめぐる問題処理の客観的な基準や方法を明確にするとともに、自立した階級調整機関として地主・小作人の代表によって委員会組織がつくられ、その合議によって調整に当たることを指す。そしてこうした取り組みは特定の地域、つまり村落を単位に行われている。協調体制への移行にはさまざまな経路があり、その中の1つに協調組合によるものがあつた。

問題は協調体制の地域基盤となる村落の中身であるが、この点は筆者のこれまでの研究では検討してこなかった。一般に協調組合は小作争議の直接的・間接的結果として作られるので、それと村落の関係は小作組合と村落の関係を反映するものと理解される。事実、協調組合として統計的に捉えられている小作委員会の地域単位を見ると、全国平均で大字61.7%、町村20.3%、大字未満12.2%と小作組合の地域単位と類似の構成である(1928年小作年報)。ただし、周知の通り数の上では群馬県が全体の半数近くを占めたの



でその状況にかなり規定されていた面がある。兵庫県や新潟県のように一集落型大字が優越する地域では大字単位が多い一方、香川県や岡山県、鹿児島県等多集落型大字が多い地域では町村単位が多く、全体として地域差が目立つ。群馬県に次いで数が多い埼玉県では73のうち57が町村単位であることも注目される。ただし、多集落型大字が多い地域では大字未滿の組織が多いかというそのようなことは全くなく、町村単位の組織が多いことがもう1つのポイントである。こうした地域性の背景とともに、大字単位あるいは町村単位の小作委員会のそれぞれ特徴が明確にされなければならない。

そこで、農林省が事例紹介した26の小作委員会の概要をまとめて表示した(表5)。小作委員会は小作問題が深刻化する中、国や府県、農会の指導を受けて地域の指導者(地主層が多い)が争議防止を目的として主導して作ったものが多い。その結果、小作委員会には地域性が見られる。すなわち、具体的な地域でいうと、全国的には小作争議中間地域Ⅰの各県で相対的に多く、同先進地域では少ない。個別の府県で見ても、例えば兵庫県でも瀬戸内海沿岸の争議多発地域は少なく、それ以外の地域において多い。典型論でいうと小作争議先進地域の兵庫県の、とくに瀬戸内沿岸の争議多発地域などでは小作委員会による協調体制への移行よりも、法上調停による移行、あるいは当事者交渉や地方有力者の調停、村落内部の申し合わせによる移行が主流であったと考えられる(ただし、村落内部の申し合わせによる移行は一般的で、とくに争議多発地域に限定されないだろう)。こうした協調体制へ移行の地域性にも留意して表5を参照する必要がある。さて、この表から以下の点が確認される。

第1に、小作委員会の地域性とその背景である。

26の小作委員会の地域単位を見ると、大字が15と最も多く、次いで町村(複数町村を含む)であり、大字の内部村落は山梨県の⑩だけである。町村単位は岡山・徳島・香川・愛媛・福岡の西日本の各県のほか、秋田・茨城・埼玉の東北・北関東の各県において見られる。大字のあり方でいうと、多集落型大字が多いか優越している地域では町村単位の小作委員会が作られている。もう一点、大字の内部村落を単位とするものがほとんど見られないことは、多集落型大字の場合、小作委員会は大字単位で作られ、その内部村落単位では作られなかったということを意味している。事例に地域的偏りがあるものの、上述の全国の状況とほぼ同じ結果が出ている。京都・兵庫・奈良の近畿各府県のように一集落型大字が優越している地域で大字単位の小作委員会が作られている点については多言を要しない。

問題は、多集落型大字において小作委員会が作られるとき、大字単位か町村単位かを

表5 小作委員会の組織と運営

名称	地域	地域単位	母体	小作協約の締結	委員の資格・構成	その他
①平鹿郡農会農業委員会	秋田県平鹿郡一円	郡	郡農会		委員会会長＝郡農会会長、委員15人(町村農会会長で地主7,自作3,小作5)	1929
②根本村協和組合	茨城県根本村一円	町村	協和組合		評議員は地主・自作・小作同数、協和組合総会で選出	1929. 大字2, 農集13. 評議員会は小作委員会制に則り設立
③反町農事組合	群馬県生品村大字反町一円	大字	農事組合		小作委員会は農事組合長、副組合長2(地主・自作・小作各1)、委員17(地主6, 小作6, 自作5)の計20人	1924. 大字9, 農集21. 大字内全自作地・小作地について小作料を定む
④駒形農事組合	群馬県木瀬村大字駒形町一円	大字	農事組合	○	委員長＝組合長、委員は地主・自作・小作各2人	1921. 大字＝農集14. 木瀬村農事組合連合会に所属。21, 27年村一円標準小作料定む
⑤宮古耕地管理業務執行委員会	群馬県宮古郡村大字宮古一円	大字	独立	○	正副会長は大字の総会で選挙、委員12人は地主・自作・小作各3人(会長指名)、その他村農会長、村農会技術員、宮古区長	1926. 大字8, 農集9. 委員会の事業は小作の引き受け、小作料の改定は委員会設立前に査定済み
⑥井泉村農業委員会	埼玉県井泉村一円	町村	村農会		正副委員長は正副農会長、委員は各区(大字)で地主・小作各12人選出(条件農会員)	1923. 大字6, 農集17. 独立の決定権を有し全農会員を拘束。26年は各区別に調停を協定
⑦神戸作況調査委員会	埼玉県手子林村大字神戸一円	大字	なし		大字土地の所有者・耕作者よりそれぞれ4人選出、正副委員長は互選	1927. 大字4, 農集27
⑧新井田農業委員会	新潟県鴻沼村大字新井田一円	大字	なし	○	選挙権を有する者、地主・小作別に各7人、委員長地主、副委員長小作顧問村長、特別委員自作2人、委員地主・小作各3人、委員長地主、副委員長小作	1926. 耕作者側の代表者(大字新井田5人, 大字中田1人, 大字小船渡1人)
⑨上木戸農業委員会	新潟県石山村大字上木戸一円	大字	なし		委員は有志中より5人、その他より地主・小作各4人の計8人、委員長は委員互選	1931. 大字＝農集5
⑩上手蚕業更正組合	山梨県豊富村大字大島居の内上手組	大字内部村落	上手蚕業更正組合	集合小作契約締結	委員は有志中より5人、その他より地主・小作各4人の計8人、委員長は委員互選	1931. 大字＝農集5
⑪秋和知友会	長野県塩尻村大字秋和	大字	知友会(協調組合)		地主・小作各15人、正副委員長は互選	1931. 大字＝農集3. 活動状況は「委員会すなわち地友会なる状態」
⑫中村融和会	岐阜県中村一円	町村	なし		村を4区に分け、各区より地主1・自作2・小作1の比で計48人、委員会の議長は融和会会長(村長)	1920. 大字3, 農集6
⑬栗原興農会	岐阜県合原村大字栗原一円	大字	振農会	○	委員は振農会員で、地主・小作各5人と自作1人、委員長は振農会会長	1924. 大字＝農集2(大字ごとに2つに分かれる)、委員会は振農会会長の諮問機関の位置づけ、独立の決定権を持つ
⑭内海小作委員会	愛知県内海町大字内海一円	大字	なし		分配率を定める委員は町農会長・地主会会長・農民会長、取極検定委員は地主会・農民会より各10人、町農会5人、5班の小委員会構成	1925. 大字11, 農業集落17. 町村制施行前内海町に(明治行政村では大字)、町農会・地主会・農民会が委員の選出母体
⑮下品野小作委員会	愛知県品野町大字下品野一円	大字	なし	集合小作契約締結	地主委員3人(品野合名会社事務員と社員2人)、小作委員6人(下品野耕作組合役員)	1927. 大字4, 農集12. 品野合名会社は土地会社、地主委員は指名選任で異動なし(耕作し地方事情に通じる)、小作委員2年任期、「地域を考量の上」選出
⑯親和会	京都府青谷村大字市辺一円	大字	親和会	○	会長区長、副会長区長代理者、委員地主・小作各5人(親和会総会で選出、任期1年)	1931. 大字3, 農集4. 親和会は区内の地主・小作で組織、規約あり
⑰六甲村篠原地区内農事協調会	兵庫県六甲村大字篠原	大字	農事協調会	○	会長篠原区総代、副会長2・理事4・評議員若干名は地主・小作人側より同数選出	1926. 大字6, 旧六甲村は現在神戸市灘区で灘区全域で1つの農業集落
⑱長柄調停委員会	奈良県朝和村大字長柄	大字	なし	○	委員会は地主・小作側委員各3人、同補助委員各1人、中立委員1人(前2者個別に選挙、後者両委員合議で第三者に嘱託)、委員長中立委員	1930. 大字8, 農集14. 委員報酬は大字人足料に準ずり、任期3年
⑲用瀬農事協会評議員会	鳥取県用瀬町大字別府一円	大字	用瀬農事協会		会長農事協会会長、理事・幹事各1人、評議員9人、評議員は地主・小作各4人と町農会技術員など	1927. 大字＝農集2. 検見等は評議員が担当、用瀬村は藩政村＝農業集落2村が合併
⑳野外産業組合委員会	島根県宇賀荘村大字野前一円	大字	野外産業組合	小作地管理・斡旋	地主・小作各5人自作2人産組係員・小作官・農会技術員各1人	1927. 大字＝農集11. 産業組合は1910年設立
㉑茶屋町興農会	岡山県茶屋町一円	町村	茶屋町興農会	作株登記	地主・小作各4人(自作は委員不可)、総会で別々に選挙(任期5年)委員長は会長	1921. 大字2, 農集15. 茶屋町所在小作地の地主小作で組織、自作は特別会員
㉒那賀協調会	徳島県羽ノ浦町等3ヵ村一円	複数町村		小作地斡旋	委員(評議員)は地主・小作各3人、委員会には理事3人も参加(地主・小作各1人、中立者側理事が理事長に)	1926. 平島村は大字8, 農集20. 中野島村は大字5, 農集15

名称	地域	地域単位	母体	小作協約の締結	委員の資格・構成	その他
㉓麻村農業協調委員会	香川県麻村一円	町村	なし		常設は地主・自作・小作各2人(必要により臨時協調委員も)。村長、各2倍以上の候補者を村会に推薦し村会で決定	1926. 一藩政村=明治行政村, 農集18. 前身は小作米評定委員会, その選出方法は各部落で階級別に同委員選挙委員各1人を選出し互選で決定, 小作料改定は各部落で等級定める
㉔余土村産業組合委員会	愛媛県余土村一円	町村	余土村産業組合	小作地管理, 集合作契約締結	地主・小作各12人自作11人	1923. 大字=農業集落3
㉕今出産業組合委員会	愛媛県垣生村一円	町村	今出産業組合	同上	地主・自作・小作各5人	1928. 大字=農集2(藩政村は1つ), 余土村の隣村
㉖松末村興農会	福岡県松末村	町村	松村村興農会	○	地主・小作各12人	1925. 大字4, 行政区3, 部落12, 農集13, 小作料改定・等級, 小作料減額は区ごと(不調の場合は全村の委員会に)

資料：農林省農務局「小作委員会と其の事業の概要」(1934年)より作成。○印は有り。「その他」の4桁の数字は設立年次、農集は農業集落。

注) 1. 鴻沼村の成立経緯は複雑で省略するが、大字新井田は一集落型大字であると見られる。

2. 農業集落が大字より1つ多い村がいくつかあるが、これは新しく農業集落が誕生したことが理由である。全て大字=農業集落の村と見てよい。

分けた理由は何かである。その理由の1つは、府県の指導方針がよるところが大きかった<sup>37)</sup>。府県の指導は小作委員会の組織化のあり方に強く影響している。例えば、茨城県の②や埼玉県⑥は町村単位であるが、小作委員会は茨城県では「町村内または町村農会内」、埼玉県では「町村農会内」に置くとされた。また、群馬県の3つの小作委員会は全て大字単位である。同県では1922年、農事組合奨励規程を定め、大字単位(大字がない村は50戸以上の部落)の農事組合を積極的に奨励した。大字単位の農事組合の成績が思わしくないで、やがて大字単位という条件をはずしたうえで、農事組合(後に農事実行組合)を小作委員会の母体にして普及を図った<sup>38)</sup>。こうした指導を背景にして、小作委員会が502(1933年現在)と全国一の数を誇るとともに、その地域単位については大字単位が最多であり、次いで大字未満単位も農事組合の組織化のあり方を反映してかなり多かった。なお、統計上大字未満単位は群馬県の小作委員会にほぼ限られる(全国127のうち同県92)。

しかし、政策の問題だけでは、西日本の岡山や徳島、香川、愛媛、福岡の各県における6つの小作委員会が全て町村単位であることの説明はつかない。県の対応が分かる徳島、香川両県では小作委員会の「区域は任意」(香川県)とされ、とくにその地域単位についての方針はなかった。このように、単に県の指導によって町村単位の小作委員会が作られたと見ることはできない。

そこで問題となるのは、町村のあり方である。㉓の香川県麻村は、藩政村がそのまま明治行政村になった村である。㉕の愛媛県今出村も町村制施行前に2村に分かれたが、もともとは1つの藩政村である。それに加え、㉔の余土村の隣村であり同産業組合の取り組みに影響を受けていることは見やすい。余土村は周知の通り地方改良運動の模範村であり、

1907年には余土村産業組合を設立するとともに、13年には全村にわたる耕地整理事業を完成させていた。その後、産業組合による小作地管理を行った。⑳の岡山県茶屋町は江戸時代に干拓された村であり、藩政村＝大字の結びつきが相対的に弱いと見られる。

こうした町村のあり方に加え、前述の、村の指導者の主体的条件が注目される。例えば㉑の茶屋町振農会設立の経緯は次の通り。「本町在住神宮某は夙に小作料の不合理なるを憂へ小作問題の緩和に努力し居たるが、産業組合の設立と共に地主小作人の協調機関の設立を企画し有志を語らひて其の発起人となり、大正10年之が実現を見るに至りたり<sup>39)</sup>」。また、㉒の那賀協調会は、小作争議で調停委員になって調停に憔悴した「大地主某」が農村の平和を取り戻すため有志と協調機関の設立を企画、自ら会則原案を作成し村民大会に図って設立したものである。㉓の香川県麻村や㉔の福岡県松木村では、村内の小作争議に危機感を持った村長が強い指導性を発揮し小作委員会を作った。小作委員会による協調体制は地主小作人の同権化であり、筆者のいわゆる温情的小作人支配を行う明治の地主には到底許容されるものではなかった。小作争議に促迫されて、そうした新たな体制に向け主導し行動した地主層が、そして主として同階層出自の村の指導者が当該時期に立ち現れた。これも新たな主体形成である。

第2に、村落のあり方や地域性による小作委員会に対する村落の規定性の問題である。

小作委員会は諮問（補助）機関と議決機関に大別される。原則としては、前者ではその決議はそのままでは執行の効力を持たず、総会の決議承認または組織の長の採決を必要とするが、後者ではその決議は総会の決議に代わるものでそのまま執行の効力を持つ。母体を持つ小作委員会ではだいたい前者であり、一部後者を含み、これに対し母体のない独立のそれでは全て後者である。小作委員会の事業は争議調停、小作地の検見・小作料減額、小作料改定、小作地の斡旋、小作の引受等多岐に及び、その他小作関係の安定を目的として小作協約の締結も行う。小作料減免方法の改善、契約事項の統一、小作料減額や小作地返還の際の条件協定、小作地使用上の制限等が主要な協約事項である。

小作委員会が十分に効力を発揮し小作関係の安定を実現するには、その決議を関係者が遵守するとともに、最善の措置として将来を見越して小作協約を締結しておくことが望ましい。決議の違反者に対する罰則は普通規定されていなかったとされるが、一部には除名処分、絶交（相当あり）、また稀に「委員会活動の経過を具申して違法調停を申立て」させたり、罰金を課したものがあるとされる。となると、小作委員会の立ち上げに際し決議の拘束を受ける範囲が問題となる。つまり、内部統制の及ぶ範囲である。具体的地域としては母体を持つ小作委員会の場合は母体組織の区域、独立の小作委員会の場合は規約

に規定された地域となるが、いずれにせよ何らかの共同体性による支えが不可欠である。ここで小作委員会組織化のもう1つの条件が出てくる。

そこで表5に戻ると、小作協約の締結を内部統制が強固に効いた指標として捉え、その有無に注目したい。小作協約を締結している小作委員会は、大字単位と町村単位とでは前者の方が、また、大字単位の中では母体を持つ小作委員会の方がそれぞれ多い。

近畿の3つの小作委員会(⑬⑭⑮)は全て小作協約を締結している。その中で、母体を持つ⑬⑭では母体の会長・副会長が区長・副区長であることが注目される。つまり、大字と小作委員会の母体が一体として機能しているのである。村落はこの場合、一集落型大字である。兵庫県には耕地管理組合(大字単位)や土地利用組合(町村単位)という主に小作地管理を行う小作委員会が多く存在するが、⑰はそれとは別のタイプである。近畿の一集落型大字特有の地域的統一性の強さに規定された小作委員会の母体との一体性、それによる小作委員会の内部統制の強さが当該地域の小作委員会の1つのあり方を代表しているといえる。

もう1つの典型として、町村単位(複数町村単位を含む)の小作委員会が位置づけられる。町村単位は母体を持つものが多いが、一部母体がないものも存在する。小作協約との関係では、⑳や㉑のように小作地管理との絡みで集合小作契約を締結していることが注目される。小作地管理や土地会社絡みで集合小作契約を締結しているのは大字単位の㉒やその内部村落単位の㉓でも同じである。㉒や㉓のケースでは、町村の産業組合を母体とし、その産業組合が小作地管理を行うため小作地を預かるとき小作人との間で集合小作契約を締結している。このケースでは実に多くの点にわたって細かくルールを定めていることが目立つ。小作地管理を行うことと町村を地域単位とすることが、とくにこうした小作関係安定化の措置を必要とした理由といえる。これは小作協約に代替するものである。

町村単位の小作委員会が内部統制の実をあげるため細かいルールづくり(制度化)で補完の必要があったとすると、もう一つ、重層的な村落機能の活用によっても活動を補完しなければならなかった。この点で注目されるのが、町村単位の小作委員会と多集落型大字そしてその内部村落の関係である。

㉔の福岡県松末村は3行政区(大字4)、現農業集落は12であるから大字の内部村落は12と見られる。小作委員会はどのように構成されたかという点、地主・小作委員各々12名ずつ、つまり大字の内部村落ごとにそれぞれ選出されることになっていた。そして、小作料の減額等は区ごとに決定されることになっており、それが不可能なときは全村の委

員会で決定することになっていたのである<sup>40)</sup>。

また、㉓の香川県麻村は前述の通り単一の旧藩政村の村で、現農業集落は18であるから内部村落は18と見られる。ここでは内部村落は全村の階級協調機関・常設協調委員の選出母体であり、かつ小作料の等級原案（これに応じて小作料額が決まる）を策定したうえで、最終的に全村の機関（会長村長）で決定することになっていた<sup>39)</sup>。

小作委員会は町村単位であったものの、このように全村－区（大字）－大字内部村落と各レベルで村落が重層的に機能していた。一般的に町村単位の協調体制における村落機能の重層化として捉えられる。町村単位の小作委員会とその機能も下部の村落段階の支えが必要であり、現にその胎動があったということである。大きな歴史の流れに位置づけると、農地調整法段階の農地委員会、さらに農地改革段階の農地委員会へとつながる動きである。

### おわりに

小作組合や協調組合の小作委員会と村落の関係の検討を通して、農民の主体形成の視点からそれぞれにとって地域とは何かを解明した。これは村落の地域的基盤機能研究の一環である。本稿が対象とした時期は冒頭で触れた基礎的共同体の、大字から現農業集落への移行期に当たる。最初の問題設定に即してまとめを行う。

小作組合や協調組合の地域単位は大字が主体である。この点で例えば農家小組合とはかなり対照的である。一般に農家小組合は、多集落型大字では現農業集落であるその内部村落を地域単位に組織されただけでなく、一集落型大字においても大字単位ではなく、その内部の村落を地域単位にした組織が少なくない。これは階級対抗や階級協調と生活・生産の協同という組織の性格に対応した村落の地域的基盤機能の相違に帰着する。小作組合や協調組合から見た大字の地域的基盤機能は、村落の全体像を捉えるうえで重要である。農家小組合の発展に示される大字から現農業集落へというのが、もう1つの流れである。こうして村落をめぐる1920年代から30年代の流れは、複合的に捉える必要がある。

小作組合や協調組合の地域単位が大字主体であるのは、一種の自治である内部統制を組織が必要としたからである。漫然と大字が小作組合や協調組合の地域単位となつたのではない。そこには小作組合や協調組合の性格に規定された「ルールを定め、ルールを守らせる」論理がはたらいていた（そのため共同体としての大字を基盤にする必要があつ

た)。この点が本稿のポイントの1つである。

岡山県では小作組合を系統組合と単独組合とで対比すると、両者の差異が明確で、前者では大字単位が多いのに対して、後者では町村単位が多い。これは両者の組織性と戦闘性の相違、それと表裏の内部統制の強弱の差に対応したものである。組織の内部統制は自治機能を持つ特定の地域に支えられ貫いていく。これが大字単位の系統組合が多い要因である。それと同時に、多集落型大字が優越する地域でもその内部村落単位の系統組合は少なく、特殊な条件を持つ一町村に集中するなど、広がりやを欠いた。より広域的な単独組合では内部村落単位はもっと少なく、それ自体として組合の地域単位となるのは極めて限られている。内部村落は、系統組合では主に大字単位の組合、単独組合では主に町村単位の組合の一部として組織されたと見られる。大字単位の小作組合に対し内部村落ごとに役員を選出したり、内部村落単位に地主との交渉役を選び、自らの要求をまとめる事例（ただし諸要求の調整と交渉は大字単位）を紹介した。内部村落は小作組合の地域単位にならなかったが、組織と活動はこのように大字－内部村落と重層的であった可能性がある。

町村単位を中心とした大字を超えて広域に組織された小作組合の存在は、上述の大字の内部村落単位の小作組合とともに研究のブラックボックスであった。この位置づけを欠いては小作組合の組織研究は成り立たない。協調組合と合わせ、この点を問題にしたのが本稿のもう1つのポイントである。広域の小作組合は系統組合と単独組合の対比では上述のように後者に多く、小作争議先進地域と同後進地域の対比では後者の系統組合においても多いのが特徴である。これは系統組合でなく単独組合を選択した農民の主体形成の固有のあり方、あるいはその遅れを示している。いずれも農民の主体形成のあり方に規定された組織の内部統制からの相対的自由に対応するものと理解される。

協調組合の小作委員会と村落の関係は小作組合と村落の関係の表裏という面があるが、小作組合以上に町村単位の組織が多いことが特徴である。多集落型大字が優越する地域でも町村単位に小作委員会が組織されるのがかなり多いと見られる。一方、大字の内部村落を地域単位とするのは、群馬県を除き極めて限られる。したがって、大字単位と町村単位のそれぞれ位置づけがポイントになる。

大字単位の小作委員会に関しては、小作協約の締結に注目したい。その内部統制の強弱は小作協約の締結の有無で判断される。この点で1つの典型は近畿である。一集落型大字が優越する同地域は大字単位が多いといえるが、特徴として小作協約を締結している小作委員会が多いと見られる。これはその内部統制の強さを示唆するものといえる。当

該地域の一集落型大字特有の、小作委員会の母体と大字の役員が同じであることに現れているような地域的統一性の強さに規定されたものと捉えられる。近畿以外に多い多集落型大字は大字単位にも小作委員会が作られたが、近畿の小作委員会ほど小作協約を締結することは多くなく、その点で一般に内部統制が緩いと考えられる。

町村単位の小作委員会に関しては、町村を地域基盤とする組織的弱点とその補完克服が注目される。町村は大字と異なり、共同体規制、共同体としての社会的強制がいちじろしく希薄であり、これは階級協調の取り組みにとって不利な条件である。これへの町村単位の小作委員会の対応として、第1に、広範かつ細かな規程類を設けることによって内部統制を担保した。第2に、産業組合による小作地管理の場合であるが、準小作協約ともいべき集合小作契約を締結した。そして第3に、組織および運営面で町村－大字－大字内部村落の各機能の重層化を図った。全村の組織のもと、大字の内部村落は常設協調委員会の委員の選出母体となり、最終的に全村の機関で決定される小作料の等級原案を策定している。これは階級協調機関における村落機能の重層化であり、広くいわば当事者主権の保証とも捉えられる。当該時期の協調主義による国家の農村統合の歴史的文脈に位置づければ、階級・階層別の委員選出と合わせ、後の全村階級協調機関を特徴とする農地委員会体制の萌芽である。

#### 注

- 1) 藩政村≒大字であることを踏まえた上で、「一集落型藩政村」等の規定を援用したものである。おそらく初めて使用する用語であるが、一集落型藩政村等とともに歴史概念としての藩政村、あるいは約120の歴史を刻む大字と現在の村落との関係を捉える上で便利であるので使用する。
- 2) それ以外に岐阜県を中心とする中部日本農民組合や新潟県の北日本農民組合など「地方的組合」が挙げられる（莊原達『農民組合論』社会評論社、1927年、62～64頁）。牛山敬二『農民層分解の構造』（御茶の水書房、1975年、第1章第2節）は新潟県の地方的組合、牛山氏の規定では「無所属組合」に関する村落レベルの貴重な研究である。
- 3) 詳しくは、拙稿「戦時下部落会の設立過程（上）（下）」『社会科学』第79・80号、2007年10月・2009年2月、同「近現代の村落と地域的基盤機能——斎藤仁氏の新論文に就いて」『社会科学』第40巻第4号、2011年2月、等参照。
- 4) 斎藤仁『農業問題の展開と自治村落』日本経済評論社、1989年、第9章、牛山、前掲書、第1章第2節。その他の研究としては田中「日本の農民組合とコレクティブイズム」（椎名重明編『団体主義』東京大学出版会、1985年）、大門正克「初期小作争議の論理構造（上）」『歴史評論』第435号、1986年7月、坂根嘉弘『分割相続と農村社会』九州大学出版会、



1996年、第5章、等がある。資料集としては、日農創立前の状況であるが「岐阜県下二ヶケル小作紛争二関スル調査復命書」（農商務事務官小平権一）等を含む『岐阜県小作争議資料集成』不二出版、1987年、また岐阜県を含む20府県余りの調査をまとめた農商務省農務局「小作参考資料 小作争議二関スル調査 其の一、其の二」（復刻版、龍溪書舎、1981年）が重要である。

- 5) 拙著『近代日本農村社会の展開』ミネルヴァ書房、1991年、同『近現代日本の農村』吉川弘文館、2003年。
- 6) 高橋明善「自然村再考」（2009年日本村落研究学会第57回大会報告原稿、3頁）。同稿は大字と農業集落の不一致問題を踏まえた村落研究、農村調査の詳細なレビューでもある。
- 7) 前掲拙著、第5章。
- 8) 栗原百寿「岡山県農民運動の史的分析」（日本農民運動史研究会編『日本農民運動史』東洋経済新報社、1961年、512頁）。
- 9) 同右、541頁。
- 10) 以下は太田敏兄『農民経済の発展構造』1958年、明治大学出版社、第2編第2章による。なお、太田は岡山市の新聞記者で（岡山県出身）、浅口郡において農民運動を指導し岡山県農民組合連合会の会長に就任する。戦後は明治大学教授。著書として本書のほか、日農邑久上道赤和气連合会組合員の農民意識調査を行った『農民意識の社会学』（明治大学出版社、1958年）がある。
- 11) 『全農岡山闘争史』土井書店、1936年、17～18頁。なお、本書は江田三郎執筆、付録に太田敏兄「岡山県百姓一揆覚書」収載。
- 12) 同右、25頁。
- 13) 農民組合史刊行会編『日本農民組合運動史』日刊農業新聞社、1960年、200頁。
- 14) 同右、17頁。
- 15) 太田、前掲『農民経済の発展構造』206頁。
- 16) 栗原、前掲論文、540頁。
- 17) 前掲『全農岡山闘争史』12頁。
- 18) 田中、前掲論文、323頁。
- 19) 大門、前掲論文、15頁。
- 20) 例えば栃木県全農県連（本部派）55支部・1741人（以下、同じく支部数・組合員数を示す）、日本農民組合1・67、単独組合41・3368、兵庫県全農全会派34・1139、単独99・7467、鳥取県全農系62・1603、単独20・3256、福岡県日本農民組合九州同盟会54・2046、全農福佐連合会11・614、単独15・1623（『1934年地方別小作争議概要』、ただし福岡県は32年現在）。系統組合と単独組合とでは、組合員数は単独組合の方が多く、相当の差がある。上の4県では単独組合の組合員数は平均で75人から最多は160人を超える。平均で100人前後となると、大字単位主体というわけにはいかない。岡山県上道郡や苫田郡の状況は一般のと見られる。
- 21) 牛山氏は、小作組合が複数大字を地域単位に組織されることに注目しその要因を指摘して

いる。そのうち「互いに隣接しあって、事実上1つの生活圏を構成していたこと」というのは重要な指摘であろう（牛山，前掲書，110頁）。ただし，単なる生活圏ではなく，出入作など「土地に密着した」（生活圏）を付け加えるべきではないか。1町村全域と他村の一部という形での小作組合組織化の要因もこれと同様に理解されよう。

- 22) 組合員が50人を超えた久保山田支部は，小字久保山田は地域単位とした。小字久保山田は農業集落では山田東と山田西に分かれる。つまり，久保山田支部は2つの農業集落を区域にしていたことにある。なお，古老によると，小字久保山田は大きい小字なので，戦前から2つに分かれていたという。
- 23) 同じ東北の宮城県では小作組合（41組合・1508人）は，系統組合は全部町村単位，単独組合は大字ないし複数大字単位が多かったから（『1934年地方別小作争議概要』58～59頁），青森県と同じである。
- 24) 前掲拙著『近代日本農村社会の展開』の表8-3（414頁）参照。
- 25) 莊原達『農民組合論』社会評論社，1927年，62～63頁。
- 26) 栗原，前掲論文，533頁。
- 27) 『1934年地方別小作争議概要』657頁。
- 28) 同右，367頁。
- 29) 京都府の状況（同右，395頁）。「小作組合運動ハ一見甚ダシク衰退ノ観アルモ，以上ハ単ナル表面的ニ止マリ小作人ハ単独小作人組合ヲ設立シ，其ノ地方ノ実情ニ則シタル運動ニ出ヅル關係上其ノ内部的ニハ何等変ルコトナク且丹後地方ニシテ表面組合ノ設立ナキ事実ハ小作人間ノ連絡ヲ保チ地主ト対立ノ形トナリ其ノ階級的経済的ノ立場ヲ明確ニ認知スルニ至レリ。而シテ之等小作人ハ経済的運動ヲ主トスルノミナラズ，近時地方自治機関ニ参加シテ従来地主ノ独占機関ノ如ク思惟セシ村政ニモ地主小作人ノ対立トナリ，昭和8年ノ町村会議員総選挙ニ際シ小作人側ノ選出議員228人ニシテ，総議員ノ約1割ニ当リ小作人側ノ議員過半数以上ヲ占メルモノ4箇村ニ及ベリ」。
- 30) 前掲『小作争議の沿革及現況』57頁以下の小作団体の「設立の目的」参照。
- 31) 前掲『日本農民組合運動史』201頁。
- 32) 詳しくは矢崎宏司『婿争議始末記』日本経済評論社，1982年，を参照。
- 33) 同右，111～112頁。
- 34) このことは，組合の役員（同右，112頁）と，「中心的な担い手」とされる「指導層」と「指導層の下の活動家」（同右，161頁）を巻末の「表4 神根本部落の小作経営の状況（昭和4年）」に落とすと明らかになる。
- 35) 以下については，前掲『小作争議二関スル調査 其の一』復刻版，93頁以下，とくに103～107頁参照。
- 36) 以下について詳しくは，前掲拙著『近代日本農村社会の展開』各章を参照。
- 37) 以下については，農林省農務局『小作委員会と其の事業の概要』1934年，付録1を参照。なお，以下では煩瑣になるのでとくに必要なもの以外典拠を省略するが同資料による。
- 38) 拙稿「農家小組合の政策と展開」『社会科学』第76号，2006年3月，83頁。

- 39) 前掲『小作委員会と其の事業の概要』242頁。
- 40) 同上，316頁。
- 41) 同右，275～78頁，282頁以下参照。

